

地方行政委員會議録第七号

平成六年六月二十二日(水曜日)

午後零時四十分開議

出席委員

委員長 栗屋 敏信君

理事 石橋 一弥君

理事 平林 鴻三君

理事 吉田 公一君

理事 北沢 清功君

金子原二郎君

進美 進君

小平 忠正君

山崎広太郎君

小林 守君

長内 順一君

石田 勝之君

出席國務大臣

自治大臣 石井 一君

出席政府委員

自治大臣官房総務審議官 松本 英昭君

自治省行政局公務員部長 鈴木 正明君

委員外の出席者

地方行政委員会調査室長 前川 尚美君

委員の異動

六月二十日

辞任

蓮実 進君

今井 宏君

同日

辞任

須藤 剛男君

須藤 浩君

補欠選任

佐藤 剛男君

須藤 浩君

補欠選任

蓮実 進君

今井 宏君

六月二十二日

坂本弁護士一家拉致事件の厳正・迅速な捜査に  
関する陳情書(大阪府池田市城南一の一の池  
田市議会内内藤勝)(第一五四号)

町村監査委員制度の充実に関する陳情書(金沢  
市本多町三の一〇竹田幹雄)(第一五五号)

中核市制度と財源対策に関する陳情書(高松市  
番町一の八の一五香西秀治)(第一五六号)

地方自主財源の確保に関する陳情書(静岡市追  
手町九の六橋本喜久男外三名)(第一五七号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件  
地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法  
律案(内閣提出第五一号)

○栗屋委員長 これより會議を開きます。  
内閣提出、地方公務員等共済組合法等の一部を  
改正する法律案を議題といたします。  
これより趣旨の説明を聴取いたします。石川自  
治大臣。

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法  
律案  
(本号末尾に掲載)

○石井國務大臣 ただいま議題となりました地方  
公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案に  
つきまして、その提案の理由及びその内容を御説  
明申し上げます。

我が国は、本格的な高齢社会の到来を目前に控  
えておりますが、国民の老後の生活設計の柱であ  
る公的年金制度が、今後ともその役割を十分果た  
しているよう、年金制度を将来にわたり揺るぎ

ないものとしていくことが要請されております。

このため、政府といたしましては、厚生年金保  
険制度や国家公務員共済年金制度等の見直しと整  
合を図りつつ、二十一世紀を展望して、地方公務  
員共済年金制度全般にわたり必要な見直しを行う  
こととし、この法律案を提出した次第であります。

その基本的視点としては、第一に、二十一世紀  
を活力ある長寿社会とするため、高齢者の雇用の  
場の確保を初め、社会経済全体のおり方が問われ  
ている中で、公的年金制度もこれに対応し、人生  
八十年時代にふさわしいものに見直していくこと  
であります。

第二に、高齢化の進展に対応して、地方公務員  
共済年金制度を長期的に安定させるため、給付と  
負担の均衡を図るとともに、将来の現役世代に過  
重な負担が生じないようにすることであり、  
以上がこの法律案を提案いたしました理由であ  
ります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上  
げます。

第一に、六十歳台前半の退職共済年金につつま  
しては、その年金の額を給料比例部分相当額と  
し、一般職員については平成十三年度から二十五  
年度にかけて、特定の警察・消防職員については  
平成十九年度から三十一年度にかけて、現行の仕  
組みから段階的に切りかえることとしておりま  
す。さらに、在職中の退職共済年金の一部支給措  
置について、雇用促進的な仕組みとなるよう改善  
を図るとともに、雇用保険法による給付との適切  
な調整を行うこととしております。

第二に、年金額につつましては、定額部分につ  
いて、その額を引き上げるとともに、給料比例部  
分につつましては、現役世代との均衡に配慮し、  
再評価の方式を実質的賃金の上昇率に応じたもの

に改め、年金額を引き上げることとしておりま  
す。

第三に、遺族共済年金等の改善であります。遺  
族共済年金等につつましては、遺族共済年金の受  
給権者等となる子の年齢要件の改善、退職共済年  
金と遺族共済年金との併給調整の改善を行うこと  
としております。

第四に、掛金につつましては、新たに、期末手  
当等を対象として特別掛金及び負担金を徴収する  
とともに、育児休業期間中の組合員については申  
し出により掛金を免除することとしております。  
このほか、短期間我が国に滞在した外国人に対  
する脱退一時金の支給等、所要の措置を講ずるこ  
ととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容  
であります。  
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くだ  
さいますようお願い申し上げます。

○栗屋委員長 これにて趣旨の説明は終わしまし  
た。  
次回は、公報をもってお知らせすることとし、  
本日は、これにて散会いたします。  
午後零時四十四分散会

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する  
法律案  
地方公務員等共済組合法等の一部を改正す  
る法律

(地方公務員等共済組合法の一部改正)  
第一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年  
法律第五十二号)の一部を次のように改正す  
る。

第四十四条第一項中「二十五分の一」を「二十  
二分の一」に改め、「金額」の下に「(当該金額に

五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。」を加える。

第七十四条の二第一項中「昭和六十三年」を「平成五年」に改める。

第八十条第二項中「十九万二千円」を「二十二万四千四百円」に、「六万四千円」を「七万四千八百円」に改める。

第八十七条第三項中「四十九万九千五百円」を「五十八万五千円」に改め、同条第四項第一号中「三百五十七万円」を「四百四十八万円」に改め、同項第二号中「二百二十万五千円」を「二百五十六万二千円」に改め、同項第三号中「百九十九万五千円」を「二百三十一万八千円」に改める。

第八十八条第三項中「十九万二千円」を「二十二万四千四百円」に改める。

第九十四条中「死亡したとき、又は障害共済年金の受給権者の障害の程度が障害等級に該当しなくなった場合において、その該当しなくなった日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過した」を「次の各号のいずれかに該当するに至った」に改め、同条に次の各号を加える。

一 死亡したとき。

二 障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が六十五歳に達したとき。ただし、六十五歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過していないときを除く。

三 障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して障害等級に該当することなく三年を経過したとき。

ただし、三年を経過した日において、当該受給権者が六十五歳未満であるときを除く。

第九十七条第一号中「受給権者の下に」(最後

に障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この条において「障害状態」という。)に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した障害共済年金の受給権者(現に障害状態に該当しない者に限る。)を除く。を加え、同条第一号中「受給権者の下に」(最後に障害状態に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく三年を経過した国民年金法による障害基礎年金の受給権者又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給権者(いずれも現に障害状態に該当しない者に限る。))その他の政令で定める者を除く。を加える。

第九十八条中「四十九万九千五百円」を「五十八万五千円」に改める。

第九十九条の二第三項中「八十九万二千五百円」を「百三十七万七千円」に改める。

第九十九条の三「四十九万九千五百円」を「五十八万五千円」に改める。

第一百零四条第四項中「五十三万円」を「五十九万円」に、「八万円」を「九万二千円」に改める。

第一百零四条の十四第一項中「団体の住所又は」を「地方職員共済組合は、国税滞納処分の例によつてこれを処分し、又は団体の住所若しくは、」に、「は、地方職員共済組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分する」を「に對して、その処分を請求する」に改め、同項後段を削り、同条第一項を次のように改める。

2 地方職員共済組合は、前項の規定により国税滞納処分の例により処分しようとするときは、自治大臣の認可を受けなければならない。

3 市町村は、第一項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の滞納処分の例によつてこれを処分することができる。この場合においては、地方職員共済組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に

交付しなければならない。

第四百八十八条、第四百八十九条及び第七百三十三条中「十万円」を「二十万円」に改める。

附則第十四条の八を次のように改める。

(平均給料月額額の改定)

第十四条の八 次の表の上欄に掲げる期間に係る組合員期間を有する者の平均給料月額(地方公共団体の長の平均給料月額を含む。)を計算する場合においては、第四十四条第二項及び第五百二条第一項中「給料の額」とあるのは、「給料の額(その月が附則第十四条の八の表の上欄に掲げる期間に属するときは、その月の掛金の標準となつた給料の額にそれぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額とする。)」とする。

|                      |      |
|----------------------|------|
| 昭和六十二年三月以前           | 一・二二 |
| 昭和六十二年四月から昭和六十二年三月まで | 一・一九 |
| 昭和六十二年四月から平成元年十一月まで  | 一・一六 |
| 平成元年十二月から平成三年三月まで    | 一・〇九 |
| 平成三年四月から平成四年三月まで     | 一・〇四 |
| 平成四年四月から平成五年三月まで     | 一・〇一 |
| 平成五年四月以後             | 〇・九九 |

附則第二十條第一項第一号中「千三百八十八円」を「千六百二十五円」に、「四百二十円」を「四百四十四円」に改める。

附則第三十三條中「五十三万円」を「五十九万円」に改める。

第二条 地方公務員等共済組合法の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「未満で」を「に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて」に改める。

第五条第一項第八号中「掛金」の下に「及び特

別掛金」を加える。

第三十八條の二第二項第二号及び第三十八條の三第一項第七号中「割合」の下に「及び期末手当等と特別掛金との割合」を加える。

第七十六條の二を第七十六條の五とし、第七十六條の次に次の三條を加える。

第七十六條の二 前条第一項の規定によりその支給を停止するものとされた退職共済年金(同条第三項又は第五項の規定によりその支給の停止が解除されているものを除く。)の受給権者(配偶者に対する遺族共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で遺族共済年金に相当するもの若しくは厚生年金保険法による遺族厚生年金(それぞれ配偶者に対するものに限る。)を受ける権利を有するものに限る。)は、当該退職共済年金に係る同条第三項の申請を行わないときは、同条第一項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額(同条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる金額があるときは、当該退職共済年金の額から当該金額を控除して得た金額。次項において同じ。)の二分の一(第八十条第一項の規定により加給年金額が加算された退職共済年金にあつては、当該退職共済年金の額から当該加給年金額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額に当該加給年金額を加算した額。次項において同じ。)に相当する部分の支給の停止の解除を申請することができる。

2 前項の申請があつた場合には、当該申請に係る退職共済年金については、前条第一項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額の二分の一に相当する部分の支給の停止は、行わない。この場合においては、同条第四項ただし書の規定を準用する。

3 退職共済年金又は他の法律に基づく共済組合が支給する年金である給付で退職共済年金に相当するもの若しくは厚生年金保険法による老齢厚生年金について、第一項の規定又は

他の法令の規定でこれに相当するものとして  
政令で定めるものによりその一部の支給の停  
止の解除を申請した者は、遺族共済年金(配  
偶者に対するものに限る。)の額(前条第二項  
の規定により支給の停止を行わないこととさ  
れる金額があるときは、当該遺族共済年金の  
額から当該金額を控除して得た金額。次項に  
おいて同じ。)の三分の二に相当する部分の支  
給の停止の解除を申請することができる。

4 前項の申請があつた場合には、当該申請に  
係る遺族共済年金については、前条第一項の  
規定にかかわらず、当該遺族共済年金の額の  
三分の二に相当する部分の支給の停止は、行  
わない。この場合においては、同条第四項た  
だし書の規定を準用する。

5 前条第五項の規定は、第二項又は前項の規  
定により現にその支給が行われている退職共  
済年金又は遺族共済年金について準用する。

6 前条第六項の規定は、第一項及び第三項の  
申請について準用する。

(年金の支払の調整)

第七十六條の三 この法律による年金である給  
付(以下この項において「年金」という。)の  
受給権者がこの法律による他の年金である給  
付(以下この項において「甲年金」という。)を  
受ける権利を取得したため乙年金を受ける権  
利が消滅し、又は同一人に対して乙年金の支  
給を停止して甲年金を支給すべき場合におい  
て、乙年金を受ける権利が消滅し、又は乙年  
金の支給を停止すべき事由が生じた月の翌月  
以後の分として、乙年金の支払が行われたと  
きは、その支払われた乙年金は、甲年金の内  
払とみなす。

2 年金の支給を停止すべき事由が生じたにも  
かかわらず、その停止すべき期間の分として  
年金が支払われたときは、その支払われた年  
金は、その後に支払うべき年金の内払とみな  
すことができる。年金を減額して改定すべき  
事由が生じたにもかかわらず、その事由が生

じた月の翌月以後の分として減額しない額の  
年金が支払われた場合における当該年金の当  
該減額すべきであつた部分についても、同様  
とする。

第七十六條の四 この法律による年金である給  
付の受給権者が死亡したためその受ける権利  
が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の  
属する月の翌月以後の分として当該年金であ  
る給付の過誤払が行われた場合において、当  
該過誤払による返還金に係る債権に係る債務  
の弁済をすべき者に支払うべき年金である給  
付があるときは、主務省令で定めるところに  
より、当該年金である給付の支払金の金額を  
当該過誤払による返還金に係る債権の金額に  
充当することができる。

第七十八條第二項を次のように改める。  
2 前項に定めるもののほか、組合員が、次の  
各号のいずれにも該当するに至つたときは、  
その者に退職共済年金を支給する。  
一 六十五歳以上であること。  
二 一年以上の組合員期間を有すること。  
三 組合員期間等が二十五年以上であるこ  
と。

第八十條第一項中、「十八歳未満の子又は二  
十歳未満で第八十四條第二項に規定する障害等  
級(以下この条において「障害等級」という。)の  
一級若しくは二級に該当する障害の状態にある  
子」を「又は子(十八歳に達する日以後の最初の  
三月三十一日までの間に在る子及び二十歳未満  
で第八十四條第二項に規定する障害等級(以下  
この条において「障害等級」という。)の一級若し  
しくは二級に該当する障害の状態にある子に限  
る。)」に改め、同条第四項第八号中が、十八歳  
に達した日」について、十八歳に達した日以後  
の最初の三月三十一日」が終了した日以後、同  
項第九号中「未満の」を「に達する日以後の最初  
の三月三十一日までの間に在る」に改める。

第八十一條第二項を次のように改める。  
2 前項の規定にかかわらず、退職共済年金の

受給権者が組合員である間において、次の各  
号に掲げる場合に該当する期間があるときは  
は、その期間については、退職共済年金の額  
のうち、当該各号に定める金額に相当する部  
分及び前条第一項に規定する加給年金額に相  
当する部分に限り、支給の停止は、行わな  
い。

一 その者の基準給与月額(各年の一月から  
九月までにあつては当該前年の六月、各年  
の十月から十二月までにあつては当該年の  
六月におけるその者の掛金の標準となつた  
給料の額に第四十四條第二項に規定する政  
令で定める数値を乗じて得た額をいう。以  
下この項において同じ。)と当該退職共済年  
金の額(第七十九條第一項第二号に掲げる  
金額及び前条第一項に規定する加給年金額  
を除く。)の百分の八十に相当する金額以  
下の項において「在職中支給基本額」とい  
う。を十二で除して得た額(以下この項に  
おいて「基本月額」という。)との合計額が二  
十万円以下である場合、在職中支給基本額  
に相当する金額

二 その者の基準給与月額と基本月額との合  
計額が二十万円を超え、かつ、次のイから  
ニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれ  
イからニまでに定める金額に十二を乗じて  
得た額が在職中支給基本額に満たない場合  
在職中支給基本額に相当する金額から、  
次のイからニまでに掲げる場合の区分に応  
じそれぞれイからニまでに定める金額に十  
二を乗じて得た額を控除して得た金額  
イ 基本月額が二十万円以下であり、か  
つ、その者の基準給与月額が三十四万円  
以下である場合、その者の基準給与月額  
と基本月額との合計額から二十万円を控  
除して得た金額の二分の一に相当する金  
額  
ロ 基本月額が二十万円以下であり、か  
つ、その者の基準給与月額が三十四万円

を超える場合、三十四万円と基本月額と  
の合計額から二十万円を控除して得た金  
額の二分の一に相当する金額にその者の  
基準給与月額から三十四万円を控除して  
得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が二十万円を超え、かつ、そ  
の者の基準給与月額が三十四万円以下で  
ある場合、その者の基準給与月額の二分  
の一に相当する金額

ニ 基本月額が二十万円を超え、かつ、そ  
の者の基準給与月額が三十四万円を超え  
る場合、その者の基準給与月額から十七  
万円を控除して得た金額

第九十二條第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、障害共済年金の  
受給権者が組合員である間において、次の各  
号に掲げる場合に該当する期間があるとき  
は、その期間については、障害共済年金の額  
のうち、当該各号に定める金額に相当する部  
分及び第八十八條第一項に規定する加給年金  
額に相当する部分に限り、支給の停止は、行  
わない。

一 その者の基準給与月額(各年の一月から  
九月までにあつては当該前年の六月、各年  
の十月から十二月までにあつては当該年の  
六月におけるその者の掛金の標準となつた  
給料の額に第四十四條第二項に規定する政  
令で定める数値を乗じて得た額をいう。以  
下この項において同じ。)と当該障害共済年  
金の額(第八十七條第一項第二号又は第二  
項第二号に掲げる金額(同条第四項又は第  
九十條第二項(同条第四項において準用す  
る場合を含む。))の規定により算定された障  
害共済年金にあつては、これらの規定によ  
り算定した金額のうち政令で定める金額)  
及び第八十八條第一項に規定する加給年金  
額を除く。)の百分の八十に相当する金額  
(以下この項において「在職中支給基本額」  
という。)を十二で除して得た額(以下この

項において「基本月額」という。)との合計額が二十万円以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額

二、その者の基準給与月額と基本月額との合計額が二十万円を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額が在職中支給基本額に満たない場合、在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

イ、基本月額が二十万円以下であり、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円以下である場合、その者の基準給与月額と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ、基本月額が二十万円以下であり、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円を超える場合、三十四万円と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の基準給与月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額

ハ、基本月額が二十万円を超え、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円以下である場合、その者の基準給与月額と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ニ、基本月額が二十万円を超え、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円を超える場合、その者の基準給与月額から十七万円を控除して得た金額

第九十九条の七第二項第一号中「が、十八歳に達した」とについて、十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了したに改め、同項第二号中「未達の」とに達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるに改める。

第百十三条第一項第二号中「掛金」の下に「特

別掛金」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「掛金及び」の下に「特別掛金並びに」を加え、同項第二号中「掛金」の下に「及び特別掛金」を加え、同条第五項中「及び地方公共団体」を「並びに地方公共団体」に改める。

第百十四条の次に次の一条を加える。

(育児休業期間中の掛金の特例)

第百十四条の二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二十一条第一項の規定により育児休業をしている組合員(第百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合員を除く。)が組合に申出をしたときは、前条の規定にかかわらず、その申出をした日の属する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間に係る掛金は、徴収しない。

第百十五条の次に次の一条を加える。

(特別掛金)

第百十五条の二 特別掛金は、組合員が期末手当等(地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。)を受ける月に、つき、徴収するものとする。

2 特別掛金は、組合員が受ける期末手当等の額(その額に百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を標準として算定するものとし、その期末手当等と特別掛金との割合は、地方公務員共済組合連合会の定款で定める。

3 前条の規定は、特別掛金について準用する。この場合において、同条第一項中「毎月、給料その他の給与を支給する際組合員の給与」とあるのは、「次条第一項に規定する期末手当等を支給する際組合員の当該期末手当等」と読み替えるものとする。

第百十七条第一項中「掛金」の下に「若しくは

特別掛金」を加える。

第百三十九条中「組合を二組合」に改め、「仮定給料」との下に「第百十五条の二第一項中「期末手当等(地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを加える。

第百四十条第一項中「公庫等の負担金」との下に「第百四十四条の二中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二十一条第一項」とあるのは「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十一条第一項」と、第百四十五条の二第一項中「期末手当等(地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを加える。

第百四十二条第二項の表第百三十三条第二項各号列記以外の部分の項中「掛金及び」の下に「特別掛金並びに」を加え、同表第百三十三条第五項の項中「及び」を「並びに」に改め、同項の次に次のように加える。

第百四十四条の 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二十一条第一項(平成三年法律第百九号)第三条第一項

第百四十二条第二項の表第百三十五条第二項の項の次に次のように加える。

第百四十五条の 地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの

第百四十四条の三第一項中「第百三十五条」の下に「第百三十五条の二第三項を加え、同条第二項の表第五十二条の項の次に次のように加える。

第百四十四条の三第一項中「第百三十五条」の下に「第百三十五条の二第三項を加え、同条第二項の表第五十二条の項の次に次のように加える。

第百四十四条の三第一項中「第百三十五条」の下に「第百三十五条の二第三項を加え、同条第二項の表第五十二条の項の次に次のように加える。

の他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを加える。

第百四十一条第一項中「及び地方公共団体」とあるのは「並びに地方公共団体」とを削り、「組合の負担金」との下に「第百四十四条の二中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二十一条第一項」とあるのは「育児休業等に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十一条第一項」と、第百四十五条の二第一項中「期末手当等(地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同条第二項及び第三項中「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」とを加える。

第百四十二条第二項の表第百三十三条第二項各号列記以外の部分の項中「掛金及び」の下に「特別掛金並びに」を加え、同表第百三十三条第五項の項中「及び」を「並びに」に改め、同項の次に次のように加える。

第百四十四条の 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二十一条第一項(平成三年法律第百九号)第三条第一項

第百四十二条第二項の表第百三十五条第二項の項の次に次のように加える。

第百四十五条の 地方自治法第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの

第百四十四条の三第一項中「第百三十五条」の下に「第百三十五条の二第三項を加え、同条第二項の表第五十二条の項の次に次のように加える。

第百四十四条の三第一項中「第百三十五条」の下に「第百三十五条の二第三項を加え、同条第二項の表第五十二条の項の次に次のように加える。

第百四十四条の三第一項中「第百三十五条」の下に「第百三十五条の二第三項を加え、同条第二項の表第五十二条の項の次に次のように加える。

第百四十四条の三第一項中「第百三十五条」の下に「第百三十五条の二第三項を加え、同条第二項の表第五十二条の項の次に次のように加える。

第百四十四条の三第一項中「第百三十五条」の下に「第百三十五条の二第三項を加え、同条第二項の表第五十二条の項の次に次のように加える。

第百四十四条の三第一項中「第百三十五条」の下に「第百三十五条の二第三項を加え、同条第二項の表第五十二条の項の次に次のように加える。

第百四十四条の三第一項中「第百三十五条」の下に「第百三十五条の二第三項を加え、同条第二項の表第五十二条の項の次に次のように加える。

第百四十四条の三第一項中「第百三十五条」の下に「第百三十五条の二第三項を加え、同条第二項の表第五十二条の項の次に次のように加える。

第七十六條の

主務省令

自治省令

第百四十四條の三第二項の表第百十三條第二項各号列記以外の部分の項を次のように改める。

| 第百十三條第二項各号列記以外の部分                            | の負担金 |
|----------------------------------------------|------|
| 及び団体（第百四十四條の三第一項に規定する団体をいう。以下この条において同じ。）の負担金 |      |

第百四十四條の三第二項の表第百四十四條第三項の項の次に次のように加える。

| 第百四十四條の三                             | 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二條第一項                                                                                                 | 育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二條第一項                                                                                      |
|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第百四十四條の三第二項の表第百四十四條第三項の項の次に次のように加える。 | 地方自治法第百四十四條の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対価として受ける給与で、地方自治法第百四十四條第三項に規定する期末手当、勤続手当その他の政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの | 第百四十四條の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の対価として受ける給与で、地方自治法第百四十四條第三項に規定する期末手当、勤続手当その他の政令で定める手当とし、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの |

第百四十四條の三第二項の表第百四十四條第三項の項の次に次のように加える。

「（期末手当等を支給する月にあつては、特別掛金を含む。）を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「掛金」の下に「又は特別掛金」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 団体は、団体組合員の期末手当等を支給するときは、その期末手当等から当該団体組合員が負担すべき特別掛金に相当する金額を控除することができる。

第百四十四條の三及び第百四十四條の十四中「掛金」の下に「若しくは特別掛金」を加える。

第百四十四條の十五及び第百四十四條の十六中「掛金」の下に「特別掛金」を加える。

第百四十四條の二十一中「掛金」の下に「及び特別掛金」を加える。

第百四十四條の二十三第二項中「同じ。」の下に「特別掛金」を加え、同条第四項中「掛金」の下に「特別掛金」を加える。

第百四十四條の二十六第二項中「及び掛金」を

「並びに掛金及び特別掛金」に改める。

附則第十八條中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 第百四十四條の二の規定は、特例退職組合員については、適用しない。

附則第十九條及び第二十條を次のように改める。

第十九條 当分の間、六十五歳未満の者が、次の各号のいずれにも該当するに至つたときは、その者に退職共済年金を支給する。

一 六十歳以上であること。

二 一年以上の組合員期間を有すること。

三 組合員期間等が二十五年以上であること。

第二十條 前条の規定による退職共済年金に係る第八十二條の規定の適用については、同条第一項中「退職共済年金の受給権者が」とあるのは「退職共済年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第五

条第十三号に規定する第四種被保険者を除く。）と、他の共済組合の組合員等」とあるのは「厚生年金保険の被保険者等」とする。

2 第七十六條の二の規定は、前条の規定による退職共済年金については、適用しない。

3 第八十條の規定は、前条の規定による退職共済年金の額については、適用しない。

附則第二十條の次に次の二條を加える。

第二十條の二 附則第十九條の規定による退職共済年金（第七十九條の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者が、組合員でなく、かつ、傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この項、第五項、附則第二十五條の三第九項及び附則第二十五條の四第九項において、「障害状態」という。）にあるとき（その傷病が治らない場合（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態にある場合を除く。）にあつては、その傷病に係る初診日から起算して一年六月を経過した日以後においてその傷病により障害状態にあるときは、その者は、退職共済年金の額の算定に係る特例の適用を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該請求に係る退職共済年金の額は、第七十九條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる金額の合算額とする。ただし、一年以上の引き続く組合員期間を有しない者に係る退職共済年金の額は、第一号及び第二号に掲げる金額の合算額とする。

一 千六百二十五円に組合員期間の月数（当該月数が四百四十四月を超えるときは、四百四十四月）を乗じて得た額

二 平均給料月額額の千分の七・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

三 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる額

イ 組合員期間が二十年以上である者 平

均給料月額額の千分の一・五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

ロ 組合員期間が二十年未満である者 平均給料月額額の千分の〇・七五に相当する額に組合員期間の月数を乗じて得た額

3 第七十九條第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十條の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時）とあるのは（附則第二十條の二第一項の請求があつた当時（当該請求があつた当時）と、前条第三項とあるのは（同条第三項において準用する前条第三項）と、前条の二とあるのは（附則第二十條の二第二項の規定並びに同条第三項において準用する前条第二項及び第三項の二）と、同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは（附則第二十條の二第一項の請求があつた当時）と、当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該請求があつた当時」と読み替へるものとする。

4 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六條、第八十一條及び前条第一項の規定により読み替へられた第八十二條の規定の適用については、第七十六條第二項中「第七十九條第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは（附則第二十條の二第二項の二）第一項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一條第二項中「相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」とあるのは相当する部分」と、「第七十九條第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項とあるのは（附則第二十條の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに同

条第三項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十條の二第三項において準用する前条第一項」と、前条第一項の規定により読み替えられた第八十二條第一項中「第七十九條第一項第二号に掲げる金額及び第八十條第一項」とあるのは「附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額及び同条第三項において準用する第八十條第一項」とする。

5 第二項及び第三項の規定によりその額が算定される附則第十九條の規定による退職共済年金の受給権者が、障害状態に該当しなくなつたときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額を、第七十九條第一項の規定により算定した金額に改定する。ただし、障害状態に該当しなくなつた当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が四十五年以上である場合には、この限りでない。

第二十條の三 附則第十九條の規定による退職共済年金の受給権者が、その権利を取得した当時、組合員でなく、かつ、その者の組合員期間が四十五年以上であるときは、退職共済年金の額は、第七十九條の規定にかかわらず、前条第二項の規定の例により算定した金額とする。

2 第七十九條第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十條の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「当時」と、前条の「とあるのは」附則第二十條の三第一項にお

いてその例によるものとされた附則第二十條の二第二項の規定並びに附則第二十條の三第二項において準用する前条第二項及び第三項の「と、同条の規定とあるのは」これらの規定」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六條、第八十一條及び附則第二十條第一項の規定により読み替えられた第八十二條の規定の適用については、第七十六條第二項中「第七十九條第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十條の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一條第二項中「相当する部分及び前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十九條第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十條の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額並びに附則第二十條の三第二項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十條の三第二項において準用する前条第一項」と、附則第二十條第一項の規定により読み替えられた第八十二條第一項中「第七十九條第一項第二号に掲げる金額及び第八十條第一項第二号に掲げる金額」とあるのは「附則第二十條の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十條の三第二項において準用する第八十條第一項」とする。

4 組合員である附則第十九條の規定による退職共済年金（第七十九條の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者（組合員期間が四十五年以上である者に限る。）が退職したときは、当該退職共済年金の額を、第七十九條の規定にかかわらず、前条第二項の

規定の例により算定した金額に改定する。

5 第七十九條第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十條の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「附則第二十條の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十條の三第五項において準用する前条第二項及び第三項の「と、同条の規定とあるのは」これらの規定」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十條の三第四項の規定による退職共済年金の額の改定に係る退職があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職共済年金の受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と読み替えるものとする。

6 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六條、第八十一條及び附則第二十條第一項の規定により読み替えられた第八十二條の規定の適用については、第七十六條第二項中「第七十九條第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十條の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一條第二項中「相当する部分及び前条第一

項に規定する加給年金額に相当する部分」とあるのは「相当する部分」と、「第七十九條第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十條の三第四項においてその例によるものとされた附則第二十條の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに附則第二十條の三第五項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十條の三第五項において準用する前条第一項」と、附則第二十條第二号に掲げる金額及び附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十條の三第五項に規定する加給年金額に相当する部分」とあるのは「附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十條の三第五項に規定する加給年金額に相当する部分」とする。

附則第二十一條を次のように改める。  
第二十一條 附則第二十條の二第二項及び第三項並びに前条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定によりその額が算定される退職共済年金（その受給権者が組合員であるものを除く。）は、その受給権者が国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、当該退職共済年金に係る附則第二十條の二第二項第一号に掲げる金額に相当する部分の支給を停止する。

附則第二十三條を次のように改める。  
第二十三條 附則第十九條の規定による退職共済年金（附則第二十條の二第二項及び第三項の規定によりその額が算定されるものにあつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。）の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第八十條第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時（退職共済年金を受



ける權利を取得した当時」とあるのは、「附則第十九条の規定による退職共済年金に係る附則第二十条の第二一項の請求があつた当時」当該請求があつた当時」と、「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその權利を取得した当時」とあるのは、附則第十九条の規定による退職共済年金に係る附則第二十条の第二一項の請求があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける權利を取得した当時」とあるのは、「当該請求があつた当時から引き続き」とする。

によりその額が算定されるものに限る。の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第八十条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時、当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時、第三項において同じ。」とあるのは「附則第二十条の三第四項の規定による改定に係る退職があつた当時から引き続き」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十条の三第四項の規定による改定に係る退職があつた当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職があつた当時から引き続き」とする。

|                                |                                                                                |                                                                                                      |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第七十六條第二項                       | 第七十九條第一項第二号に掲げる金額に相当する金額                                                       | 第七十九條第一項第二号に掲げる金額、附則第二十四條第一項に規定する特例加算額に相当する金額                                                        |
| 第八十一條第二項第一号                    | 第七十九條第一項第二号に掲げる金額                                                              | 第七十九條第一項第二号に掲げる金額、附則第二十四條第一項に規定する特例加算額                                                               |
| 附則第二十條第一項の規定により読み替へられた第八十二條第一項 | 第七十九條第一項第二号に掲げる金額                                                              | 第七十九條第一項第二号に掲げる金額、附則第二十四條第一項に規定する特例加算額                                                               |
| 附則第二十條の二第一項                    | 第七十九條の規定によりその額が算定されるもの                                                         | 附則第二十四條第一項の規定によりその額が算定されるもののうち当該額が第七十九條第一項の規定により算定した金額を含むもの                                          |
| 附則第二十條の二第三項                    | 前項<br>附則第二十條の二第二項の規定並びに同条第三項                                                   | 附則第二十四條第一項の規定並びに附則第二十條の二第三項                                                                          |
| 附則第二十條の二第四項                    | 附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額<br>並びに同条第三項において準用する前条第一項<br>及び同条第三項において準用する第八十條第一項 | 附則第二十四條第一項に規定する特例加算額並びに附則第二十條の二第三項において準用する前条第一項<br>、附則第二十四條第一項に規定する特例加算額及び附則第二十條の二第三項において準用する第八十條第一項 |
| 附則第二十條の三第二項                    | 前項<br>附則第二十條の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十條の二第二項                                   | 附則第二十四條第一項<br>附則第二十四條第一項                                                                             |
| 附則第二十條の三第三項                    | 附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額<br>並びに附則第二十條の三第三項において準用する前条第三項                     | 附則第二十條の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十四條第一項に規定する特例加算額並びに附則第二十條の三第三項において準用する前条第一項                                |
| 附則第二十條の三第四項                    | 第七十九條の規定によりその額が算定されるもの                                                         | 附則第二十四條第一項の規定によりその額が算定されるもののうち当該額が第七十九條第一項の規定により算定した金額を含むもの                                          |

[illegible]



|                          |                                                                                   |                                                                                         |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>附則第二十五條の四<br/>第三項</p> | <p>前項<br/>附則第二十五條の四第二項においてその例によるものとされた附則第二十五條の第二項</p>                             | <p>附則第二十四條第一項<br/>附則第二十四條第一項</p>                                                        |
| <p>附則第二十五條の四<br/>第四項</p> | <p>附則第二十五條の四第二項第三号に掲げる金額に相当する金額<br/>金額及び附則第二十五條の四第三項において準用する前条第一項</p>             | <p>附則第二十四條第一項<br/>附則第二十四條第一項に規定する金額、附則第二十四條第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五條の四第三項において準用する前条第一項</p> |
| <p>附則第二十五條の四<br/>第五項</p> | <p>第七十九條の規定によりその額が算定されるもの<br/>第七十九條の規定により算定した金額を含むもの</p>                          | <p>附則第二十四條第一項<br/>附則第二十四條第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五條の四第三項において準用する前条第一項</p>                   |
| <p>附則第二十五條の四<br/>第六項</p> | <p>前項<br/>附則第二十五條の四第五項においてその例によるものとされた附則第二十五條の第二項</p>                             | <p>附則第二十四條第一項<br/>附則第二十四條第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五條の四第三項において準用する前条第一項</p>                   |
| <p>附則第二十五條の四<br/>第七項</p> | <p>附則第二十五條の四第二項第三号に掲げる金額に相当する金額<br/>金額及び附則第二十五條の四第六項において準用する前条第一項</p>             | <p>附則第二十四條第一項<br/>附則第二十四條第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五條の四第六項において準用する前条第一項</p>                   |
| <p>附則第二十五條の四<br/>第九項</p> | <p>附則第二十五條の四第二項及び第三項の規定によりその額が算定されるもの</p>                                         | <p>附則第二十四條第一項<br/>附則第二十四條第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五條の四第六項において準用する前条第一項</p>                   |
| <p>附則第二十五條の四<br/>第十項</p> | <p>附則第二十五條の四第二項及び第三項又は附則第二十五條の四第五項の規定によりその額が算定されるもの<br/>附則第二十五條の四第二項第三号に掲げる金額</p> | <p>附則第二十四條第一項<br/>附則第二十四條第一項に規定する特例加算額及び附則第二十五條の四第六項において準用する前条第一項</p>                   |

号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十五条の二第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分及び前条第一項」とあるのは「相当する部分及び附則第二十五条の二第三項において準用する前条第一項」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十五条の二第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の二第三項において

|                                  |      |
|----------------------------------|------|
| 昭和二十年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者  | 六十三歳 |
| 昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者 | 六十四歳 |

2 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第二十条の二第二項の規定の例により算定した金額とする。

3 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額の算定に

前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び附則第二十条第一項の規定により読み替えられた第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二

|                                  |      |
|----------------------------------|------|
| 昭和二十年四月二日から昭和二十二年四月一日までの間に生まれた者  | 六十三歳 |
| 昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者 | 六十四歳 |

2 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第二十条の二第二項の規定の例により算定した金額とする。

3 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項」とあるのは「附則第二十五条の第三第三項」とあるのは「附則第二十五条の第三第二項」とあるのは「附則第二十五条の第三第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項の規定並びに附則第二十五条の第三第三項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替えるものとする。

4 前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び附則第二十条第一項の規定により読み替えられた第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十五条の第三第二項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分及び前条第八十一条第二項中「相当する部分及び前条第

一項」とあるのは「相当する部分及び附則第二十五条の第三第三項において準用する前条第一項」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十五条の第三第二項においてその例によるもの」とさ

第七十九條第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十條の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同條第一項中「その權利を取得した当時（退職共済年金を受ける權利を取得した当時」とあるのは「附則第二十五條の第三項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時（その年齢に達した当時」と、「前條第三項」とあるのは「同條第六項において準用する前條第三項」と、「前條の」とあるのは「附則第二十五條の第三項においてその例によるものとされた附則第二十條の第二項の規定並びに附則第二十五條の第三項において準用する前條第二項及び第三項の」と、「同條の規定」とあるのは「これらの規定」と、同條

前二項の規定によりその額が算定される退職共済年金に係る第七十六条、第八十一条及び附則第二十条第一項の規定により読み替えられた第八十二条の規定の適用については、第七十六条第二項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額に相当する金額」とあるのは「附則第二十五条の三第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額」と、第八十一条第二項中「相当する部分及び前条第一項」とあるのは「相当する部分及び附則第二十五条の三第六項において準用する前条第一項」と、「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項」とあるのは「附則第二十五条の三第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の三第六項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十五条の三第六項において準用する前条第一項」と、附則第二十条第一項の規定により読み替えられた第八十二条第一項中「第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び第八十条第一項」とあるのは「附則第二十五条の三第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び附則第二十五条の三第六項において準用する第八十条第一項」とする。

第五項に規定する受給権者が第一項の表の下欄に掲げる年齢に達したとき以後においては、附則第二十条の二第一項から第四項まで及び附則第二十条の三第四項から第六項までの規定は、その者については、適用しない。

10 特定警察職員の等以外の者である附則第十九条の規定による退職共済年金（附則第二十条の第二項及び第三項又は附則第二十条の第三項、第二項、第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者で第一項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した月以後においては、当該退職共済年金については、附則第二十条の第二第四項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の第二第三項において準用する前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、（附則第二十条の第二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並

びに」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び」と、附則第二十条の三第三項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは、相当する部分及び附則第二十条の三第二項において準用する前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とあるのは「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び」と、附則第二十条の三第六項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「相当する部分」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の三第五項において準用する前条第一項に規定する加給年金額に相当する部分」と、「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とあ

|                                  |      |
|----------------------------------|------|
| 昭和二十二年四月二日から昭和二十四年四月一日までの間に生まれた者 | 六十一歳 |
| 昭和二十四年四月二日から昭和二十六年四月一日までの間に生まれた者 | 六十二歳 |
| 昭和二十六年四月二日から昭和二十八年四月一日までの間に生まれた者 | 六十三歳 |
| 昭和二十八年四月二日から昭和三十年四月一日までの間に生まれた者  | 六十四歳 |

2 前項に規定する場合においては、当該退職共済年金の額は、附則第二十条の二第二項の規定の例により算定した金額とする。

3 第七十九条第二項及び第三項の規定は前項の退職共済年金の額の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「当時（退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年未満であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。）」とあるのは「当時」と、「前条」とあるのは附則第二十五条の四第二項に



一号に掲げる金額に相当する部分の支給を停止する。

一 その額が附則第二十五条の二第二項及び第三項の規定により算定されるものであり、かつ、その受給権者が昭和十六年四月二日以後に生まれた者であるもの

二 その額が附則第二十五条の三第二項、第三項、第五項及び第六項又は前条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定により算定されるもの

3 附則第十九条の規定による退職共済年金（前項各号のいずれかに該当するものに限る。）については、その受給権者が、組合員であり、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、附則第二十五条の二第四項、附則第二十五条の三第四項及び第七項並びに前条第四項及び第七項の規定により読み替えられた第八十一条第二項中「附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額及び」とあるのは、「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とする。

4 附則第十九条の規定による退職共済年金（附則第二十条の二第二項及び第三項又は附則第二十条の三第一項、第二項、第四項及び第五項の規定によりその額が算定されるもの（附則第二十五条の三第十項又は前条第十項の規定に該当する者に係るものに限る。）に限る。）の受給権者が、組合員であり、かつ、国民年金法による老齢基礎年金の支給を受けることができるときは、その間、附則第二十条の二第二項及び第三項の規定によりその額が算定される退職共済年金については、第八十一条第二項中「相当する部分及び前条第一項」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の二第三項において準用する前条第一項」と、第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項とあるのは「附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに」とする。

に同条第三項において準用する前条第一項と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十条の二第三項において準用する前条第一項」と、附則第二十条の三第一項及び第二項の規定によりその額が算定される退職共済年金については、第八十一条第二項中「相当する部分及び前条第一項」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の三第二項において準用する前条第一項」と、第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項とあるのは「附則第二十条の三第一項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに附則第二十条の三第二項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第二項において準用する前条第一項」と、附則第二十条の三第四項及び第五項の規定によりその額が算定される退職共済年金については、第八十一条第二項中「相当する部分及び前条第一項」とあるのは「相当する部分及び附則第二十条の三第五項において準用する前条第一項」と、第七十九条第一項第二号に掲げる金額及び前条第一項とあるのは「附則第二十条の三第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びに附則第二十条の三第五項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十条の三第五項において準用する前条第一項」とする。

第二十五条の六 附則第十九条の規定による退職共済年金（第七十九条の規定によりその額が算定されるものに限る。）の受給権者が国民年金法による老齢基礎年金で政令で定めるものを受ける権利を取得したときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第七十九条の規定にかかわらず、同条第一項の規定により算定した金額

に、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間（その月数が二百四十月未満であつて、かつ、当該受給権者が附則第二十八条の四第一項の規定又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十三年法律第五十三号）第八条、同法第五十五条（同法第五十九条において準用する場合を含む。）第三項及び第五項において同じ。）若しくは同法第六十二条（同法第六十六条において準用する場合を含む。）第三項及び第五項において同じ。）の規定の適用を受けるときは、その月数を二百四十月とする。）を基礎として算定した附則第二十条の二第二項第一号に掲げる金額から政令で定める金額を減じた額（以下この条において「繰上げ調整額」という。）を加算した額とする。

2 前項に規定する退職共済年金の受給権者が同項に規定する老齢基礎年金を受ける権利を取得したときは、附則第二十条の二、附則第二十条の三第四項から第六項まで、附則第二十五条の三第五項から第七項まで及び附則第二十五条の四第五項から第七項までの規定は、当該受給権者に支給する退職共済年金については、適用しない。

3 繰上げ調整額（その算定の基礎となる組合員期間の月数が四百四十四月に満たないものに限る。次項から第六項までにおいて同じ。）が加算された退職共済年金の受給権者（特定警察職員等以外の者に限る。）が附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該受給権者が現に受けている退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。）以下この項において同じ。）の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百四十四月を超えるときは四百四十四月とし、当該月数が二百四十月未満であつて、かつ、当該受給権者が附則第二十八条の四第一項の規定又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第八条、同法第五十五条若しくは

同法第六十二条の規定の適用を受けるときは二百四十月とする。次項において同じ。）が繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を超えるときは、退職共済年金の額を改定するものとし、当該退職共済年金の額は、第一項の規定にかかわらず、当該現に受けている退職共済年金の額に、当該繰上げ調整額と当該繰上げる月数の組合員期間を基礎として算定した附則第二十条の二第二項第一号に掲げる金額とを加算した金額を加算した額とする。

4 前項の規定は、繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者（特定警察職員等である者に限る。）が附則第二十五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月において、当該受給権者が現に受けている退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。）の算定の基礎となる組合員期間の月数が繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月数を超える場合について準用する。

5 繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者（特定警察職員等以外の者に限る。）が附則第二十五条の三第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月の翌月以後において、第七項において準用する第七十九条第三項の規定により退職共済年金の額を改定するときは、当該退職共済年金の額は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該改定に係る退職共済年金の額（繰上げ調整額を除く。以下この項において同じ。）に、当該繰上げ調整額と当該改定に係る退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間の月数（当該月数が四百四十四月を超えるときは四百四十四月とし、当該月数が二百四十月未満であつて、かつ、当該受給権者が附則第二十八条の四第一項の規定又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第八条、同法第五十五条若しくは同法第六十二条の規定の適用を受けるときは二百四十月とする。）から当該繰上げ調整額の算定の基礎となる組合員期間の月

数を控除して得た月数の組合員期間を基礎として算定した附則第二十条の第二項第一号に掲げる金額とを合算した金額を加算した額とする。

6 前項の規定は、繰上げ調整額が加算された退職共済年金の受給権者(特定警察職員等である者に限る。)が附則第二十五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した月以後において、第九項において準用する第七十九条第三項の規定により退職共済年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、前項中「及び第三項」とあるのは、「及び第四項」と読み替えるものとする。

7 第七十九条第二項及び第三項の規定は第一項の退職共済年金(その受給権者が特定警察職員等以外の者であるものに限る。)の額(繰上げ調整額を除く。)の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金(その受給権者が、附則第二十五条の第三項の表の上欄に掲げる者で同表の下欄に掲げる年齢以上であるものに限る。)の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、第八十条第一項中「その権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額」とあるのは「附則第二十五条の第三項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時、(その年齢に達した当時、当該退職共済年金の額(附則第二十五条の六第一項に規定する繰上げ調整額を除く。))と、前条第三項」とあるのは「同条第七項において準用する前条第三項」と、前条第三項及び第五項の規定並びに同条第七項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定の」と、「加算した額とする」とあるのは「加算した額とし、その年齢に達したとき又は当該組合員期間が二十年以上となるに至ったときから、年金の額を改定する」と、同条第三項

中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十五条の第三項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」とする。

8 繰上げ調整額が加算された退職共済年金(その受給権者が、特定警察職員等以外の者で附則第二十五条の第三項の表の上欄に掲げる者であつて同表の下欄に掲げる年齢以上であるものに限る。)に係る第八十一条及び附則第二十条第一項の規定により読み替えられた第八十二条の規定の適用については、第八十一条第二項中「相当する部分及び前条第一項」とあるのは「相当する部分及び附則第二十五条の六第七項において準用する前条第一項」と、「金額及び前条第一項」とあるのは「金額及び附則第二十五条の六第七項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十五条の六第七項において準用する前条第一項」と、附則第二十条第一項の規定により読み替えられた第八十二条第一項中「金額及び第八十条第一項」とあるのは「金額及び附則第二十五条の六第七項において準用する第八十条第一項」とする。

9 第七十九条第二項及び第三項の規定は第一項の退職共済年金(その受給権者が特定警察職員等である者に限る。)の額(繰上げ調整額を除く。)の算定について、第八十条の規定は同項の退職共済年金(その受給権者が、附則第二十五条の四第一項の表の上欄に掲げる者で同表の下欄に掲げる年齢以上であるものに限る。)の額に加算される加給年金額について、それぞれ準用する。この場合において、第八十条第一項中「その権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時、当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であつたときは、前条第三項の規定により当該退職共済

年金の額が改定された場合において当該組合員期間が二十年以上となるに至つた当時。第三項において同じ。』とあるのは「附則第二十五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「前条」とあるのは「附則第二十五条の六第一項、第四項及び第六項の規定並びに同条第九項において準用する前条第二項及び第三項の」と、「同条の規定」とあるのは「これらの規定」と、「加算した額とする」とあるのは「加算した額とし、その年齢に達したときから、年金の額を改定する」と、同条第三項中「その権利を取得した当時」とあるのは「附則第二十五条の四第一項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時」と、「退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該年齢に達した当時」とする。

10 繰上げ調整額が加算された退職共済年金(その受給権者が、特定警察職員等である者で附則第二十五条の四第一項の表の上欄に掲げる者であつて同表の下欄に掲げる年齢以上であるものに限る。)に係る第八十一条及び附則第二十条第一項の規定により読み替えられた第八十二条の規定の適用については、第八十一条第二項中「相当する部分及び前条第一項」とあるのは「相当する部分及び附則第二十五条の六第九項において準用する前条第一項」と、「金額及び前条第一項」とあるのは「金額及び附則第二十五条の六第九項において準用する前条第一項」と、同条第四項及び第五項中「前条第一項」とあるのは「附則第二十五条の六第九項において準用する前条第一項」と、附則第二十条第一項の規定により読み替えられた第八十二条第一項中「金額及び第八十条第一項」とあるのは「金額及び附則第二十五条の六第九項において準用する第八十条第一項」とする。

第二十五条の七 附則第十九条の規定による退職共済年金(附則第二十五条の第二項及び第三項、附則第二十五条の第三項及び第三

項並びに附則第二十五条の四第二項及び第三項の規定によりその額が算定されるものである。かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第八十条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時(退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時(当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と、「前条第三項」とあるのは「附則第二十五条の第二項、附則第二十五条の第三項又は附則第二十五条の四第三項において準用する前条第三項」と、「その者によつて」とあるのは「から引き続きその者によつて」と、同条第三項中「退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時」とあるのは「附則第十九条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した当時」と、「当該受給権者が退職共済年金を受ける権利を取得した当時」とあるのは「当該退職共済年金を受ける権利を取得した当時から引き続き」とする。

2 附則第十九条の規定による退職共済年金(附則第二十五条の第三項及び第六項の規定によりその額が算定されるもの又は前条第一項に規定する繰上げ調整額が加算されたもの(その受給権者が特定警察職員等以外の者に限る。))であつて、かつ、その年金額の算定の基礎となる組合員期間が二十年以上であるものに限る。)の受給権者であつた者が六十五歳に達したときに支給する退職共済年金については、第八十条第一項中「当該退職共済年金の受給権者がその権利を取得した当時、当該退職共済年金の額」とあるのは「附則第二十五条の第三項の表の下欄に掲げる年齢に達した当時(当該年齢に達した当時、附則第十



附則第十九条の規定による退職共済年金

附則第二十六條第五項中「附則第二十二條第一

る減額後の額及び同条第六項において準用する

のとされた附則第二十条の二第二項第二号及び

附則第二十六條の次に次の二條を加える。

第二十六条の二 附則第十九条又は前条の規定

者に限る。)が同法第十五条第二項の規定によ

共済年金の額のうち、第七十九条第一項第二

及び第四項、附則第二十五條の二第二項、附

その例に倣ふものゝとて、本邦に於ける金貨

一 当該受給資格に係る雇用保険法第二十三

二 当該受給権者が当該受給資格に係る雇用

の二第一項の規定により基本手当（同法の

は、  
司法第二十二條第一項に規定する所定

# 1

定により基本手当を支給する日数を加えた日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わったとき(同法第二十八条第一項に規定する延長給付を受ける者にあつては、当該延長給付が終わつたとき)。

2 前項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの期間において、次の各号のいずれかに該当する月があつたときは、同項の規定は、その月分の退職共済年金については、適用しない。

一 その月において、主務省令で定めるところにより当該退職共済年金の受給権者が基本手当の支給を受けた日とみなされる日及びこれに準ずる日として政令で定める日がないこと。

二 その月分の退職共済年金について、第八十一条第一項及び第二項の規定により、その全部又は一部の支給が停止されていること。

3 第一項各号のいずれかに該当するに至つた場合において、同項に規定する求職の申込みがあつた月の翌月から同項各号のいずれかに該当するに至つた月までの各月のうち同項の規定により退職共済年金の支給が停止された月(以下この項において「年金停止月」という。)の数から前項第一号に規定するみなされる日の数(以下「みなされる日数」という。)を控除して得た数(以下「みなされる日数」という。)が、年金停止月のうち、当該控除して得た数に相当する月数分の直近の各月については、第一項の規定による退職共済年金の支給停止が行われなかつたものとみなす。

4 雇用保険法第十四条第三項第一号に規定する受給資格を有する者であつて、同法第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたもの(第一項各号のいずれにも該当するに至つていない者に限る。)が、附則第十九条又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を

取得したときは、第一項各号のいずれかに該当するに至るまでの間、当該退職共済年金については、その額のうち、第七十九条第一項第二号に掲げる金額、附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額(附則第二十条の第三項及び第四項、附則第二十五条の第二項及び第三項、附則第二十五条の第四項並びに附則第二十五条の第五項及び第五項においてその例によるものとされた同号に掲げる金額に相当する金額を含む。)、特例加算額又は前条第五項においてその例によるものとされた附則第二十条の第二項第三号に掲げる金額に係る前条第五項の規定による減額後の額を除き、その支給を停止する。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第二項中「前項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「第四項に規定する者が附則第十九条又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第四項の規定」と、第三項中「同項に規定する求職の申込みがあつた月」とあるのは「次項に規定する者が附則第十九条又は前条の規定による退職共済年金を受ける権利を取得した月」と、「同項各号」とあるのは「第一項各号」と、「同項の規定」とあるのは「次項の規定」と、「第一項の規定」とあるのは「次項の規定」と読み替へるものとする。

第二十六条の三 附則第十九条又は附則第二十六条の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月(その者が当該組合員の資格を取得した日の属する月を除く。)について、その者が雇用保険法の規定による高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けることができるときは、その月分の退職共済年金の額に係る第八十一条第二項(附則第二十條の二第四項、附則第二十条の三第三項若しくは第六項、附則第二十四条第二項、附

則第二十五条の二第四項、附則第二十五条の三第四項、第七項若しくは第十項、附則第二十五条の四第四項、第七項若しくは第十項、附則第二十五条の五第三項(附則第二十六条第九項において準用する場合を含む。))若しくは第四項、附則第二十五条の六第八項若しくは第十項又は附則第二十六条第八項において読み替へて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により支給の停止を行わないこととされる金額は、第八十一条第二項の規定にかかわらず、当該金額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額(その金額に十分の二十五を乗じて得た額と当該受給権者に係る掛金の標準となつた給料の額に第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額(以下この条において「給与月額」という。))との合計金額が雇用保険法第六十一条第二項第二号に規定する支給限度額(以下この条において「支給限度額」という。))を超えるときは、支給限度額から当該給与月額を控除して得た金額に十分の十を乗じて得た額(以下「調整額」という。))を控除して得た金額とする。

一 当該受給権者に係る給与月額が、雇用保険法第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金月額(以下この条において「みなし賃金月額」という。))に三十分を乗じて得た額の百分の六十四に相当する金額未満であるとき。当該受給権者の給与月額に百分の十を乗じて得た額

二 前号に該当しないとき。当該受給権者の給与月額に、みなし賃金月額に三十分を乗じて得た額に対する当該受給権者に係る給与月額の割合が過増する程度に応じ、百分の十から一定の割合で過減するように主務省令で定める率を乗じて得た額

2 前項の場合において、調整額が第八十一条第二項の規定により支給の停止を行わないこ

ととされる金額(第八十条第一項の規定により加給年金額が加算されているときは、当該加給年金額を控除して得た金額)以上であるときは、退職共済年金の全部の支給を停止する。

3 附則第十九条又は附則第二十六条の規定による退職共済年金については、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定は、適用しない。

一 当該退職共済年金の受給権者に係る給与月額がみなし賃金月額に三十分を乗じて得た額の百分の八十五に相当する金額以上であるとき。

二 当該退職共済年金の受給権者に係る給与月額が支給限度額以上であるとき。

4 第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、第七十五条第二項の規定は、適用しない。

5 前各項の規定は、附則第十九条又は附則第二十六条の規定による退職共済年金の受給権者が同時に組合員である日の属する月(その者が当該組合員の資格を取得した日の属する月を除く。)について、その者が雇用保険法の規定による高年齢再就職給付金の支給を受けることができる場合について準用する。この場合において、第一項第一号中「第六十一条第一項、第三項及び第四項の規定によるみなし賃金月額(以下この条において「みなし賃金月額」という。))」とあるのは「第六十一条第一項の賃金月額(以下この条において「賃金月額」という。))」と、同項第二号及び第三項第一号中「みなし賃金月額」とあるのは「賃金月額」と読み替へるものとする。

附則第二十八条の四第二項中「附則第二十条第一項第三号の二を「附則第二十条の二第二項第三号(附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。))」に、「附則第二十条第一項第



二第三項、新法附則第二十五條の三第三項及び第六項、新法附則第二十五條の四第三項及び第六項並びに新法附則第二十五條の六第七項及び第九項に改める。

第四、八条第三項中、「附則第二十条第一項第三号の」を、「附則第二十条の二第二項第三号(新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。)」の「に」、「附則第二十条第一項第三号イ」を「附則第二十条の二第二項第三号イ」に、「附則第二十条第二項及び」を「附則第二十条の二第三項、新法附則第二十条の三第二項及び第五項、新法附則第二十五条の二第三項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新法附則第二十五条の六第七項並びに」に、「及び新法附則第二十三条」を「新法附則第二十三条及び新法附則第二十五条の七」に改める。

第四十九条中「附則第十九条第一項」を「附則第十九条」に、「同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」を「同条第一号中「六十歳以上である」とあるのは、「退職している」に改める。

第五十一条中「附則第二十條」を「附則第二十条の二第三項、新法附則第二十条の三第二項及び第五項、新法附則第二十五条の二第三項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新法附則第二十五条の四第三項及び第六項並びに新法附則第二十五条の六第七項及び第九項」に改める。

第五十五条第三項中「附則第二十条第一項第三号の」を「附則第二十条の二第二項第三号（新法附則第二十号の三第一項及び第四項、新法附

則第二十五條の第二項、新法附則第二十五條の第三項及び第五項並びに新法附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。」に、「附則第二十条第一項第三号イを附則第二十条の第二項第三号イに、「附則第二十条第二項及び」を附則第二十条の第三項、新法附則第二十条の第三項及び第五項、新法附則第二十五條の第三項及び第六項、新法附則第二十五條の第六項第七項並びに」に、「及び新法附則第二十三條を、新法附則第二十三條及び新法附則第二十五條の七に」、「附則第二十条第一項第一号を「附則第二十条の第二項第一号(新法附則第二十条の第三項及び第四項、新法附則第二十五條の第二項、新法附則第二十五條の第三項及び第五項並びに新法附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。)」に改める。

第五十六條中「附則第十九條第一項」を「附則第十九條」に、「同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」を「同条第一号中「六十歳以上である」とあるのは、「退職している」に改める。

第五十八條中「附則第二十条」を「附則第二十条の二第三項、新法附則第二十条の三第二項及び第五項、新法附則第二十五条の二第三項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新法附則第二十五条の四第三項及び第六項並びに新法附則第二十五条の六第七項及び第九項」に改める。

第六十二條第三項中「附則第二十二條第一項第三号の二」を「附則第二十二條の二第二項第三号」（新法附則第二十二條の三第一項及び第四項、新法附則第二十五條の二第二項、新法附則第二十五條の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六

条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。の二に、「附則第二十条第一項第三号イを附則第二十条の二第二項第三号イに」、「附則第二十条第二項及び第三号イの二第三項、新法附則第二十条の二第三項及び第五項、新法附則第二十五条の二第三項、新法附則第二十五条の三第三項及び第六項、新法附則第二十五条の六第七項並びに」に、「及び新法附則第二十三条を」、「新法附則第二十三条及び新法附則第二十五条の七に」、「附則第二十条第一項第一号を附則第二十条の二第二項第一号(新法附則第二十条の三第一項及び第四項、新法附則第二十五条の二第二項、新法附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに新法附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。)」に改める。

第六十三条中「附則第十九条第一項」を「附則第十九条」に、「同項第一号中「六十歳に達した日以後に退職したとき、又は退職した後に組合員となることなくして六十歳に達したとき」とあるのは「退職したとき」と、同項第二号中「六十歳に達した日以後に退職し、又は退職した後に六十歳に達した者」とあるのは「退職した者」を「同条第一号中「六十歳以上である」とあるのは、「退職している」に改める。

第六十五條中「附則第二十條」を「附則第二十二條の第二項、新法附則第二十二條の第三項及び第五項、新法附則第二十五條の第二項、新法附則第二十五條の第三項及び第六項、新法附則第二十五條の第四第三項及び第六項並びに新法附則第二十五條の第六第七項及び第九項」に改める。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五條 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第八号中「作成する」の下に「年平均の」を加える。

附則第十六條第一項第一号中「千三百八十八円」を「千六百二十五円」に、「四百二十月」を「四百四十四月」に改め、同条第二項中「千三百八十八円」を「千六百二十五円」に改め、同条第三項中「千三百八十八円」を「千六百二十五円」に、「二千六百三円」を「三千四十七円」に改め、同条第四項中「千六百三円」を「三千四十七円」に改め、同条第五項中「千三百八十八円」を「千六百二十五円」に、「二千六百三円」を「三千四十七円」に改める。

附則第十七條第二項第一号中「昭和十四年四月二日」を「昭和九年四月二日」に、「二万八千二百円」を「三万三千百円」に改め、同項第二号中「五万六千四百円」を「六万六千二百円」に改め、同項第三号中「八万四千六百円」を「九万九千四百円」に改め、同項第四号中「十一万二千八百円」を「十三万二千五百円」に改め、同項第五号中「十四万千円」を「十六万五千六百円」に改める。

附則第十九條第四項中「四百二十月」を「四百四十四月」に改める。

附則第二十六條に次の一項を加える。

3 前項の規定により新共済法による年金とみなされた障害年金の受給権者について新共済法第九十七条の規定を適用する場合においては、同条第一号中「障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この条」とあるは「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法別表第三の上欄に掲げる程度の障害の状態（以下この条」と、「障害共済年金」とあるのは「同法の規定による障害年金（他の法令の規定により当該障害年金とみなされたものを含む。）」とする。

附則第四十三條第一項第一号中「六十二万四千七百二十円」を「七十三万二千二百八十円」に、「三万二千二百三十六円」を「三万六千五百六十四円」に改める。

附則第六十三條第一項第一号及び第七十二條第一項第一号中「六十二万四千七百二十円」を「七十三万二千八百十円」に改める。

三號（新共済法附則第二十條の三第一項及び第四項、附則第二十五條の二第二項、附則第二十五條の三第二項及び第五項並びに附則第二十六條第五項においてその例による場合を含む。以

二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第三項及び第六項、附則第二十五条の四第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに附

第二項第一号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「附則第二十条第一項第一号」を「附則第二十条の二第二項第一号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十

五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「附則第二十条第一項第三号の二」を「附則第二十条の二第二項第三号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この項において同じ。）の二」に、「附則第二十条第一項第三号イ」を「附則第二十条の二第二項第三号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数と退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間の月数とを合算した月数が五百四十月以上であるときは、新共済法附則第二十条の二第五項の規定の適用については、その者は、退職共済年金の額の算定の基礎となつてゐる組合員期間が四十五年以上である者であるものとみなす。

附則第二十一条第一項中「第八十条（新共済法附則第二十条第二項及び附則第二十六条第六項において準用する場合を含む。）及び附則第二十条の二第八十条、附則第二十条の二第二項（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）」を「附則第二十条の二第三項、附則第二十条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の二第三項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第三項及び第六項、附則第二十五条の六第七項及び第九項並びに附則第二十六条第六項に改め、同条の次に次の一項を加える。

（退職共済年金の支給停止の特例）  
第二十一条の二 新共済法附則第十九条の規定

による退職共済年金（当該退職共済年金に係る新共済法附則第二十条の二第二項第一号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。）に規定する金額が当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した附則第十六条第一項第二号に規定する金額を超えるものに限る。）に係る新共済法附則第二十一条並びに附則第二十五条の五第二項、第三項及び第四項の規定の適用については、

当分の間、新共済法附則第二十一条中「当該退職共済年金に係る附則第二十条の二第二項第一号に掲げる金額」とあるのは「当該退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間を基礎として算定した地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第百八号）附則第十六条第一項第二号に掲げる金額（新共済法附則第二十五条の五第二項、第三項及び第四項において「基礎年金相当部分の額」という。）と、新共済法附則第二十五条の五第二項中「当該退職共済年金に係る附則第二十条の二第二項第一号に掲げる金額」とあるのは「基礎年金相当部分の額」と、同条第三項及び第四項中「附則第二十条の二第二項第一号」とあるのは「基礎年金相当部分の額」とする。

附則第二十一条中「前三条」を「附則第十九条から前条まで」に改める。  
附則第三十条第六項中「第七十六条」を「第七十六條及び第七十六條の二並びに」に改める。  
附則第三十五条第三項中「附則第二十条第一項第三号」を「附則第二十条の二第二項第三号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項、附則第二十五条の四第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項

第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項

においてその例による場合を含む。に改める。

附則第四十一条中「附則第二十条第一項第三号の二」を「附則第二十条の二第二項第三号（新共済法附則第二十条の三第一項及び第四項、附則第二十五条の二第二項、附則第二十五条の三第二項及び第五項並びに附則第二十六条第五項においてその例による場合を含む。以下この条において同じ。）の二」に、「附則第二十条第一項第三号イ」を「附則第二十条の二第二項第三号イ」に改める。  
附則第五十九条の次に次の一項を加える。  
（遺族年金の失権等）  
第五十九条の二 旧共済法第二条第三項及び九十六條第五号の規定は、遺族年金についてなおその効力を有する。この場合において、旧共済法第二条第三項中「十八歳未満で」とあるのは「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあつて」と、旧共済法第九十六條第五号中「十八歳に達した」とあるのは「十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了した」と読み替へるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、退職年金の受給権者（六十歳以上である者に限る。）が組合員である間において、次の各号に掲げる場合には、退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間が当該期間があるときは、その期間については、退職共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に新共済法第八十条第一項の規定及び附則第十七条の規定の例により算定した加給年金額に相当する金額を加えた金額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の基準給与月額（各年の一月から九月までにあつては当該前年の六月、各年の十月から十二月までにあつては当該年の六月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に新共済法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）と当該退職

職年金の額のうちその算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎として新共済法附則第二十条の二第二項の規定、新共済法附則第三十五条の規定並びに附則第八条及び附則第十五条の規定の例により算定した額（新共済法附則第二十条の二第二項第三号に掲げる金額に相当する金額を除く。）の百分の八十に相当する金額（以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が二十万円以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額

二 その者の基準給与月額と基本月額との合計額が二十万円を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額が在職中支給基本額に満たない場合、在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額を控除して得た金額

イ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円以下である場合、その者の基準給与月額と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円を超え、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の基準給与月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額  
ハ 基本月額が二十万円を超え、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円以下である場合、その者の基準給与月額と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額  
ニ 基本月額が二十万円を超え、かつ、そ



の者の基準給与月額が三十四万円を超える場合、その者の基準給与月額から十七万円を控除して得た金額

附則第二百五条第一項及び第七百七条第一項中「附則第二十条第一項及び附則第二十四条第一項」を「附則第二十条第二項及び附則第二十四条第一項（新共済法附則第二十条第二項の規定により算定した額に新共済法附則第二十四条第一項に規定する特例加算額を加算する場合に限る。）に、「附則第二十条第二項」を「附則第二十条第三項」に改める。

附則第八百八条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、障害年金の受給権者が組合員である間において、次の各号に掲げる場合に該当する期間があるときは、その期間については、障害年金の額のうち、当該各号に定める金額（当該障害年金の基礎となつてゐる障害の程度が旧共済法別表第三の上欄の一般又は二級の障害の程度に該当するものであるときは、当該金額に新共済法第八十八条第一項の規定の例により算定した加給年金額に相当する金額を加えた金額）に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

一 その者の基準給与月額（各年の一月から九月までにあつては当該前年の六月、各年の十月から十二月までにあつては当該年の六月におけるその者の掛金の標準となつた給料の額に新共済法第四十四条第二項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）と当該障害年金の額のうちその算定の基礎となつてゐる組合員期間を基礎として新共済法第八十七條の規定、新施行法第二十二條の規定及び附則第八條の規定の例により算定した額（新共済法第八十七條第一項第二号及び第二項第二号に掲げる金額に相当する金額、同条第四号に掲げる金額のうち政令で定める金額に相当する金額並びに新共済法第九十条第二項（同条第四項において

準用する場合を含む。）の規定の例により算定した額のうち政令で定める金額に相当する金額を除く。）の百分の八十に相当する金額（以下この項において「在職中支給基本額」という。）を十二で除して得た額（以下この項において「基本月額」という。）との合計額が二十万円以下である場合、在職中支給基本額に相当する金額

二 その者の基準給与月額と基本月額との合計額が二十万円を超え、かつ、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額が在職中支給基本額に満たない場合、在職中支給基本額に相当する金額から、次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じそれぞれイからニまでに定める金額に十二を乗じて得た額を控除して得た金額にイ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円以下である場合、その者の基準給与月額と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額

ロ 基本月額が二十万円以下であり、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円を超える場合、三十四万円と基本月額との合計額から二十万円を控除して得た金額の二分の一に相当する金額にその者の基準給与月額から三十四万円を控除して得た金額を加えた金額

ハ 基本月額が二十万円を超え、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円以下である場合、その者の基準給与月額の二分の一に相当する金額

ニ 基本月額が二十万円を超え、かつ、その者の基準給与月額が三十四万円を超える場合、その者の基準給与月額から十七万円を控除して得た金額

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定（次号及び第三号に掲げる規定を除く）、第四条の規定及び第六條の規定並びに附則第三條、第六條第四項、第七條、第十條及び第十三條の規定、平成七年四月一日

二 第二条中地方公務員等共済組合法附則第二十六條の次に二條を加える改正規定（同法附則第二十六條の二に係る部分に限る。）及び附則第九條第一項の規定、平成八年四月一日

三 第二条中地方公務員等共済組合法附則第二十六條の次に二條を加える改正規定（同法附則第二十六條の三に係る部分に限る。）及び附則第九條第二項の規定、平成九年四月一日

（短期給付の額に関する経過措置）  
第二条 第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第四十四條第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に給付事由が生じた地方公務員等共済組合法以下（法という。）による傷病手当金、出産手当金又は休業手当金の額を計算する場合の法第六十八條、第六十九條又は第七十條に規定する給料日額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による傷病手当金、出産手当金又は休業手当金の額を計算する場合のこれらの規定に規定する給料日額については、なお従前の例による。

（改正前の退職共済年金の取扱い）  
第三条 この法律の施行（附則第一条第一号の規定による施行をいう。次項及び附則第七條において同じ。）の際現に第二条の規定による改正前の法第七十八條第二項の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者は、第二条の規定による改正後の法（以下「改正共済法」という。）第七十八條第二項の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者とみなす。

2 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の法附則第十九條の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者は、改正共済法附則第十九條の規定による退職共済年金を受ける権利を有する者とみなす。

（法による年金である給付の額等に関する経過措置）  
第四条 平成六年九月分以前の月分の法による年金である給付の額及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年改正法」という。）附則第九十五條第一項に規定する旧共済法による年金である給付の額については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の法第九十八條の規定は、施行日以後に給付事由が生じた法による障害一時金の額について適用し、施行日前に給付事由が生じた法による障害一時金の額については、なお従前の例による。

（掛金の標準となる給料に関する経過措置）  
第五条 第一条の規定による改正後の法第四十四條第四項及び附則第三十三條の規定は、平成六年十月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年九月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

（退職共済年金の額の算定に関する経過措置）  
第六条 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する第一条の規定による改正後の法附則第二十条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百四十四」とあるのは、「四百四十四（昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第十六條第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者）にあつては四百二十月」とする。

2 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する

第五條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第十六條第一項第一号及び第十九條第四項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「四百四十四月」とあるのは、「四百四十四月（昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、昭和四年四月一日以前に生まれた者又は施行日に六十歳以上である者等に該当する者）又は施行日に六十歳以上である者等に該当する者（施行日に六十歳以上である者等に該当する者を除く。）」にあつては四百三十二月」とする。

3 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する第三條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三條第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「三十七年」とあるのは、「三十七年（昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、昭和四年四月一日以前に生まれた者又は地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第十六條第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者）又は施行日に六十歳以上である者等に該当する者（施行日に六十歳以上である者等に該当する者を除く。）」にあつては三十五年」とする。

4 昭和九年四月一日以前に生まれた者に対する改正共済法附則第二十條の二第二項第一号の規定の適用については、当分の間、同号中「四百四十四月」とあるのは、「四百四十四月（昭和九年四月一日以前に生まれた者のうち、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号）附則第十六條第一項に規定する施行日に六十歳以上である者等に該当する者）又は施行日に六十歳以上である者等に該当する者（施行日に六十歳以上である者等に該当する者を除く。）」にあつては四百三十二月」とする。

第七條 この法律の施行の際現に法による退職共済年金及び障害共済年金並びに旧共済法による

退職年金及び障害年金（昭和六十年改正法附則第二條第七号に規定する退職年金及び障害年金をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）を受ける権利を有する者（法による退職共済年金及び旧共済法による退職年金を受ける権利を有する者）にあつては、昭和十年四月一日以前に生まれた者に限る。については、改正共済法第八十一條第二項若しくは第九十二條第二項又は第六條の規定による改正後の昭和六十年改正法附則第四條第二項若しくは第九八條第二項の規定により算定した支給の停止を行わないこととされる金額が、それぞれ第二條の規定による改正前の法第八十一條第二項若しくは第九十二條第二項又は第六條の規定による改正前の昭和六十年改正法附則第四條第二項若しくは第九八條第二項の規定が平成七年四月一日以後も適用されるものとしてこれらの規定により算定した支給の停止を行わないこととされる金額（以下この条において「旧停止解除額」という。）より少ないときは、旧停止解除額に相当する部分に限り、支給の停止は、行わない。

（障害共済年金の支給に関する経過措置）  
第八條 平成六年十月一日前に法による障害共済年金を受ける権利を有していたことがある者（同日において当該障害共済年金を受ける権利を有する者を除く。）が、当該障害共済年金の給付事由となつた傷病により、同日において法第八十四條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この条において「障害状態」という。）にあるとき、又は同月二日から六十五歳に達する日の前日までの間に、障害状態に該当するに至つたときは、その者は、平成六年十月一日（同日において障害状態になつたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、同条第一項の障害共済年金の支給を請求することができる。

2 平成六年十月一日前に旧共済法による障害年金を受ける権利を有していたことがある者（同日において当該旧共済法による障害年金を受ける権利を有する者を除く。）が、当該旧共済法による障害年金の給付事由となつた傷病により、同日において旧共済法第八十四條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この条において「旧障害状態」という。）にあるとき、又は同月二日から六十五歳に達する日の前日までの間に、旧障害状態に該当するに至つたときは、その者は、平成六年十月一日（同日において旧障害状態になつたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、旧共済法第一項の旧障害共済年金の支給を請求することができる。

日において当該旧共済法による障害年金を受け権利を有する者を除く。）が、当該旧共済法による障害年金の給付事由となつた傷病により、同日において旧共済法第八十四條第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態（以下この条において「旧障害状態」という。）にあるとき、又は同月二日から六十五歳に達する日の前日までの間に、旧障害状態に該当するに至つたときは、その者は、平成六年十月一日（同日において旧障害状態になつたとき）から六十五歳に達する日の前日までの間に、旧共済法第一項の旧障害共済年金の支給を請求することができる。

3 前二項の請求があつたときは、法第八十四條第一項の規定にかかわらず、その請求をした者に同項の障害共済年金を支給する。  
（雇用保険法による基本手当等との調整に関する経過措置）  
第九條 改正共済法附則第二十六條の二の規定は、改正共済法附則第十九條又は第二十六條の規定による退職共済年金（その受給権者が、平成八年四月一日前にその権利を取得したものに限る。）については、適用しない。

2 改正共済法附則第二十六條の三の規定は、改正共済法附則第十九條又は第二十六條の規定による退職共済年金（その受給権者が、平成九年四月一日前にその権利を取得したものに限る。）については、適用しない。  
（脱退一時金に関する経過措置）  
第十條 改正共済法附則第二十八條の十三の規定は、この法律の公布の日において日本国内に住所を有しない者（同日において国民年金の被保険者であつた者及び同日以後国民年金の被保険者となつた者を除く。）については、適用しない。

た者及び同日以後国民年金の被保険者となつた者を除く。）については改正共済法附則第二十八條の十三第一項の規定を適用する場合においては、同条第一項第三号中最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなつた日）とあるのは、「平成七年四月一日」とする。  
（罰則に関する経過措置）  
第十一條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
（その他の経過措置の政令への委任）  
第十二條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、長期給付に関する経過措置その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（所得税法の一部改正）  
第十三條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。  
第七十四條第二項第九号中「掛金」の下に「（特別掛金を含む。）」を加える。

理由  
人口構造の高齢化の一層の進展等に対応して、地方公務員等の老後保障等を充実させ、あわせて地方公務員共済年金制度の長期的安定を図るため、地方公務員共済年金に係る各給付額を引き上げ、及び六十歳以上六十五歳未満の者に支給する退職共済年金について段階的に報酬比例部分に相当する給付に移行させることとし、組合員である間の支給調整を改善する等雇用と年金との連携を図る措置を講ずるとともに、遺族給付に係る子の年齢要件の緩和等遺族給付及び障害給付の改善の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



平成六年六月三十日印刷

平成六年七月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局